

和光市と公益財団法人和光市文化振興公社及び学校法人三室戸学園東邦音楽大学との
相互協力に関する協定書

和光市（以下「甲」という。）と公益財団法人和光市文化振興公社（以下「乙」という。）及び学校法人三室戸学園東邦音楽大学（以下「丙」という。）は、相互の協力に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が包括的な連携のもと、相互が有する資源や人材を活用し、地域芸術・文化の発展や市民文化の向上に資する活動を行うことで地域社会の発展、また文化に触れあうことによる心豊かな地域づくりに寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、次の事項について相互に連携協力するものとする。

- (1) 文化振興に関する事項
- (2) 地域コミュニティの発展に関する事項
- (3) 地域文化資源に関する事項
- (4) 人材育成に関する事項
- (5) その他、甲、乙及び丙が相互に必要と認める事項

（協定の期間）

第3条 本協定の協定期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日までに甲、乙及び丙のいずれかがこの協定を終了させる旨の意思表示しないときは、本協定は1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項又は運用にあたり疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙において協議の上、これを解決する。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成31年1月26日

甲 和光市長

署名 松本 武洋

乙 公益財団法人和光市文化振興公社 理事長

署名 原田 政雄

丙 学校法人三室戸学園東邦音楽大学 学長

署名 三室戸 東光